

特集：大規模災害と社会保障Ⅱ

チェルノブイリ原子力発電所の事故後の、被災者の生活・就労、健康被害に対する支援策

サンドロヴィッチ・ティムール

■ 要約

ソ連邦のウクライナ共和国のチェルノブイリ原発において事故が起きた後、ソ連政府およびそれぞれの共和国の政府は急ぎよ被災者の支援策に関するプログラムおよび法律の制定を打ち出した。ウクライナ独立後の国家予算のチェルノブイリ被災者支援の枠を見ると、年々増加している傾向にあるが、国家が定めた支援策は実際に被災者のところに行き届いているとは言いがたい状況がなお続いている。また、被災した子供たちの支援および保護は国家の優先事項の一つになっているが、特に健康増進分野においてはいまだに海外のNPOやNGOによる支援に頼らざるを得ない状況が続いている。本稿においてチェルノブイリ事故から28年が経過し、被災者の支援策に関して試行錯誤を繰り返してきたウクライナの経験から、フクシマ後の日本に対して提言を試みる。

■ キーワード

チェルノブイリ原発事故、リクビダートル、特典、支給状況、被災した子供

3条 人間とその人生および健康、名誉や尊厳、不可侵や安全はウクライナにおいて最高の社会的な価値を持つものと定められる。人権や人間の自由、そしてそれらに対する保証は国家の本質であり、国家活動の方向性がそれらによって決められる。人権や人間の自由を確定・保証することは国家の主な義務である。

16条 生態学的な安全性を確保すること、ウクライナの領土に生態系のバランスを維持すること、地球規模の大惨事であるチェルノブイリの大惨事の影響を克服することおよびウクライナ国民の遺伝子プールを保つことは、国家の義務である。(ウクライナの憲法より)¹⁾

はじめに

1986年4月26日深夜、V.I.レーニン記念チェルノ

ブイリ原子力発電所において起きた事故の膨大な影響は、ウクライナやソビエト連邦（以下ソ連）だけでなく、ヨーロッパおよび全世界に及んでいると言っても過言ではない。チェルノブイリ原発での事故はソ連崩壊を促進させたとも言われるほど、その波紋が大きかった。旧ソ連の国民の中の誰もが、この過ちが二度と繰り返されないことを願っていたに違いない。

しかし、チェルノブイリ原発での事故からほぼ25年が経過し、地球の反対側の遠く離れた日本で2011年3月11日に地震や津波が発生、福島第一原子力発電所の4つの原子炉で爆発などの事故につながり、現在もそれが完全に収束したとは言えない状態が続いている。チェルノブイリの悪夢が繰り返されたことになる。

本稿の冒頭の引用は、1996年6月28日に制定されたウクライナ憲法の3条および16条である。ウ

クライナの憲法にあえてチェルノブイリ原発においての事故に関する記述が含まれたのは、当時の国会議員や政府を含めウクライナ人全員が一刻も早く事故から復活することを願ったからである。人権の尊重およびチェルノブイリ事故の影響を迅速に克服することが、国家の取り組むべき優先事項として記載された。

本稿の目的は次の2点である。第一に、チェルノブイリ原発の被災者に対するウクライナの支援策の詳細を述べ、それらを評価することである。どのような法律が定められ、それらがいかに実行され被災者が具体的にどれほどの支援を受けたのかなどについて考察する。また、被災者の中でも放射能の影響を受けやすいと言われる子供たちはどのように守られていたのかということについても触れていく。

第二に、チェルノブイリ事故後のウクライナでの法的枠組みおよび支援策を検討した上で、現在もなお事故の後処理中である日本においてチェルノブイリの教訓はどのような形で生かせるのかについて提案することである。言語的な障壁もあるだろうが、支援のネットワーク作りなどの政策が進められる日本においてチェルノブイリの経験は十分に伝えられているとは言い難い。本稿は、この二つの目的に対して多少なりとも貢献することを目指すものである。

ここで断っておきたいが、本稿では次の2点に関して部分的な記述にとどまっている。つまり、事故の発生からソ連崩壊までの法的枠組みや支援策と、現在日本において行われる支援策や枠組み作りである。それは、限られた紙幅のなかでウクライナ国内の法整備や、被災者の経験を日本の読者に伝えることを目指しているためである。

本稿の内容を紹介しておこう。本稿は4節から構成される。まず第I節では、事故後被災者を支援するために定められた法的枠組みの概要を述べる。ソ連時代に定められた法・制定された法令に

触れ、ソ連崩壊前後の法律およびそれらが変更・修正された過程を明確にする。続く第II節において、法律で定められた支援策に対して、被災者が実際に手にすることができた手当の内容について検討する。具体的には、支援金や特典の受け取り、使用できる制度がどれほど知られているのかなどについて触れる。第III節では筆者自らの体験を交えながら、子供を対象にした支援策に関して検討する。そして、最後の第IV節では上記の内容を踏まえた上で、日本への示唆を試みる。

それでは、まずは支援策の法的枠組みに焦点を当てることにする。

I チェルノブイリ事故による被災者支援の法的枠組

この節では、チェルノブイリ事故による被災者を対象にした法的枠組みに焦点を当て、法律上定められている被災者の支援策を検討する。

1. 事故発生当時～ソ連崩壊まで（1986-1991年）

この項では、ソ連時代に可決されたチェルノブイリ事故による影響を受けた住民を対象にした主な法律を列記し、ソ連時代の支援策の大きな流れの傾向を辿ることにする。

表1では、チェルノブイリ事故関連のイベントの一覧を参考に、ソ連時代に制定された被災者の救済に関する主な法律、プログラムおよび支援策を時系列で表示する。

表より、事故後の被災者を保護するための最初の決議が定められたのは2ヶ月間ほど経ってからのことであり、被災者の保護はそれだけ緊急な課題として位置づけられていたことが窺える。それと同時に、本格的な法律の制定に3-4年間もの歳月がかかったことを考慮すると、被災者保護法の制定に関するソ連邦幹部の責任者の考え方はいささか保守的なものであったことも断言できる。

表1 被災者に関連するソ連時代の法律・国家機関決議の一覧

日付	可決した機関	法および支援策などの名称
1986.06.05	ソ連邦閣僚会議決議	「チェルノブイリ原発地域から避難した住民の就労および住宅提供、社会的なサービスの提供について」
1986.06.20	ソ連邦共産党中央委員会および閣僚会議決議	「チェルノブイリ原発地域から避難した住民の物質的損害の弁償について」
1986.08.22	ソ連邦閣僚会議決議	「チェルノブイリ事故による食品制限がある市町村に居住する住民の財政状況の改善について」
1987.12.29	ソ連邦共産党中央委員会および閣僚会議決議	「チェルノブイリ原発運営および事故後の処理に携わる労働者の賃金支給条件および特典について」
1989.10.20	ソ連邦閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決議886号	「チェルノブイリ事故による放射能汚染地域の住民を対象にした健康保護促進および財政状態改善の追加的な対策について」
1990.03.31	ソ連邦閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決議325号	「チェルノブイリ原発における事故後の処理に参加した住民の医療サービスおよび社会保障の対策について」
1990.04.25	ソ連邦最高会議決議	「チェルノブイリ原発事故の処理およびこの事故によって引き起こされた状況について」。この決議によって、1990-1992年分の事故後の処理に関する国立連邦・共和国緊急対策プログラムが承認された
1990.06.08	ソ連邦、共和国レベル	事故後の処理を目的とした委員会を設置
1990.12.19	ソ連邦閣僚会議	「チェルノブイリの子供」国立連邦・共和国プログラムを可決
1991.02.22	ベラルーシSSR ²⁾ の法律	「チェルノブイリ原発事故被災者の社会的保護について」
1991.02.27	ウクライナSSR最高会議	「チェルノブイリ原発事故によって高レベルの放射能に汚染されたウクライナSSRの領域での人々の生活に関する概念」
1991.02.27	ウクライナSSR最高会議	「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染地域の法的扱いについて」
1991.02.28	ウクライナSSRの法律	「チェルノブイリ原発事故被災者のステータスおよび社会的保護について」
1991.04.08	ソ連邦内閣	上記の「概念」を承認
1991.05.12	ソ連邦法律	「チェルノブイリ原発事故被災者の社会的保護について」
1991.05.15	ロシア・ソビエト連邦SSR	「チェルノブイリ原発事故によって放射能の影響を受けた住民の社会的保護について」

出所：チェルノブイリ事故関連のイベント一覧をもとに筆者により作成

表1を簡単にまとめておこう。興味深い問題として、チェルノブイリ事故による被災者を保護するための本格的な法律が制定されたのは、それぞれの共和国において民主化の動きが活発となってソ連が崩壊に限りなく近づいていた1991年初頭のことである。それまでは政策作りに関する主導権がモスクワにあった共産党中央委員会のメンバーによって握られ、事故後3～4年が経過しても政策はソ連の閣僚会議決議にとどまっていたのである。

ウクライナ共和国の法律に関しては詳しく次項で検討する。

2. ウクライナの1991年の「チェルノブイリ法」およびそれが定めるチェルノブイリ事故による被災者への支援策に関して

本項では、チェルノブイリ事故による被災者保護の「概念」および二つの関連法に触れ、それらが定める特典を紹介する。

それらの制定および基本的な内容に関しては、ナスビットら(1998) およびティーヒー(1998)に詳しいが、ここではいくつか注目すべき点を挙げていく。

まず1991年2月27日に制定された「概念」であるが、その最も重要な点の一つは、生涯被曝線量を、どのような環境のもとであっても70ミリシーベルト以下(つまり、年間1ミリシーベルト以下)に抑えるという原則を打ち立てたところにある。さらに、「概念」には順次移住の原則が定められ、チェルノブイリ事故後の被災者の健康状態に影響を与えるのは放射線だけでなく放射線以外の要素も大きく、総合的な影響を見極める必要があると

主張されている。

そして、「概念」と同じく1991年2月27日制定の「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染地域の法的扱いについて」と題した法において、放射能汚染ゾーンの定義がなされ、放射線モニタリングに関する各省庁の責任分担が明らかにされる。

さらに、翌日の1991年02月28日に制定された「チェルノブイリ原発事故被災者のステータスおよび社会的保護について」法において定められたのが、事故後の補償の範囲と、下記の表に掲げたカテゴリー別に付与される特典である。第Ⅰカテゴリーの特典数は32項目にもおよび、カテゴリーがⅠからⅣまで下がっていくにしたがって特典数が減っていく。

以下チェルノブイリ被災者の各カテゴリーの定義を紹介する。

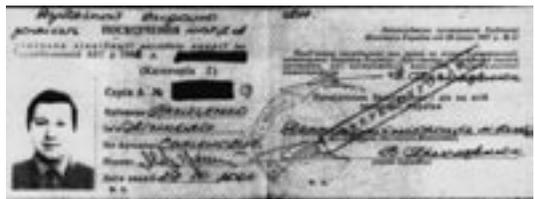
表2 チェルノブイリ被災者の各カテゴリーの定義

カテゴリー	定義
Ⅰ	リクビダートル ³⁾ と被災住民のうち、チェルノブイリ事故とその障害との因果関係が認定された疾病障害者。 チェルノブイリ事故により放射線障害が生じた人。
Ⅱ	下記の期間に作業に従事したリクビダートル: 避難ゾーン ⁴⁾ で1986年7月1日以前:作業日数に関係なし; 避難ゾーンで1986年7月1日から1986年12月31日の間:5日以上; 避難ゾーンで1987年:14日以上; 被災住民: 1986年に避難ゾーンから避難した住民; 移住強制ゾーンに事故のときから移住決定まで居住し続けた住民。
Ⅲ	以下の期間に作業に従事したリクビダートル: 避難ゾーンで1986年7月1日から12月31日の間に5日間以内; 避難ゾーンで1987年に14日間以内; 避難ゾーンで1988-1990年に30日間以上; 人々の衛生管理、機器の除染作業、また建設作業に従事した人; 被災住民(第Ⅱカテゴリーを除いて): 事故の時に移住強制ゾーンまたは移住権利ゾーンに住んでいて、1993年1月1日までに、移住強制ゾーンに2年以上または移住権利ゾーンに3年以上住んだ後にそこから移住した住民; 移住強制ゾーンもしくは移住権利ゾーンに居住、労働または通学して、1993年1月1日までに、移住強制ゾーンに2年以上、移住権利ゾーンに3年以上過ごした住民。

Ⅳ	放射能管理強化ゾーンにおいて居住、労働または通学し、1993年1月1日までに4年以上過ごした住民。
---	---

出所: オレグ・ナスビット, 今中哲二(1998)

第Ⅱカテゴリーの被災者であるミコラ・グリツェンコ(以下M.グリツェンコ)の被災者手帳の写しを、彼の許可を得てここで掲載する。なお、プライバシー保護のため手帳の番号を塗りつぶしている。



出所: M.グリツェンコの提供

図1 チェルノブイリ事故リクビダートルの手帳

M.グリツェンコのインタビューの詳細は次項に示すがここでは手帳の簡単な説明をしておこう。この手帳はソ連時代に交付されたものの複製版で、交付されたのは2004年10月29日である。なぜあらためて交付する必要があったかと言うと、ウクライナでは被災者を装った手当の不正受給が後を絶たなかったからである。⁵⁾従って、それぞれの市町村では被災者の本人確認および被災者手帳の再交付の手続きが進められていて、M.グリツェンコの場合首都のキエフ市の行政機関長(当時)V.プリシャジュニユックのサインおよび機関の捺印がされている。

行政機関長のサインの右上に「ウクライナ閣僚会議の1997年1月20日51号の決議によって可決された」と綴っており、その下にはさらに「手帳を提示したものはウクライナ法『チェルノブイリ原発事故被災者のステータスおよび社会的保護について』において定められた特典および弁償を受け取る権利がある」と書いてある。

表3 1996～2005年におけるチェルノブイリ事故の影響を克服するための予算上および実際の支給状況の比較表

年	現行法にそって要求された金額 (100万UAH)	該当年での国家予算からの供給金の予定 (100万UAH)	要求に対する国家予算からの供給金、%	国家からの実際の支給金 (100万UAH)	要求に対する実際の支給金 (100万UAH)	年度始めの借金
1996	3363,32	1794,56	53,4	1527,88	85,1	160,59
1997	5681,72	2513,00	44,2	1746,59	69,5	310,04
1998	4548,5	2606,00	57,3	1432,26	55,0	457,75
1999	6015,95	1746,80	29,0	1535,51	87,9	763,21
2000	7479,25	1812,89	24,2	1809,63	99,8	931,48
2001	8744,46	1843,99	21,08	1925,02	104,4	786,4
2002	9957,8	2144,5	21,5	2002,8	93,4	729,3 (社会保護の634,6を含む)
2003	12656,74	1381,16	11,0	1381,16	100,0	760,3 (社会保護の596,4を含む)
2004	14872,5	1667,19	11,2	1640,4	98,4	685,4
2005		2041,77		1877,16	91,9	

出所：Baloga V. I., Kholosha V. I., Evdin O. M. ed. (2011)

II 実際の支給状況

第I節では被災者の支援および保護に関する法律を詳しく検討したが、本節ではそれらの法律に定められた特典および支援金や受けられている特典の状況に関しては、まずウクライナ政府によるチェルノブイリ報告書（2011年の英語版）の統計をもとに実際の支給状況および被災者数の推移を見てから、1994-1996年にチェルノブイリ担当大臣を務めたホローシャ・ヴラジーミルへのインタビュー、現社会政策大臣のデニソワ・リュドミーラの記者会見におけるコメントおよび第IIカテゴリーのチェルノブイリ被災者へのインタビューを紹介する。

1. 統計で見る支給状況

法律で定められた支援金の実際の支給状況に関して多くの示唆を与えてくれるのは、ウクライナ政府（緊急事態省）報告書「チェルノブイリ事故から25年“Safety for the Future”」（2011年4月）である。「チェルノブイリ事故による影響を乗り越えるためのウクライナ国家のポリシー」と題した

第7章において、7.1.1節「規制のおよび法的枠組みやチェルノブイリの大惨事による影響を克服することに関する国家政策の効率」では大変興味深い統計が掲載されている（248-249pp.）。

上記の統計の制約として、統計が存在するのは1996年以降のことと、2004年以降に資金要求の推定が毎年行われていないことがあげられる。また、2007年のチェルノブイリ関連法律によって定められるすべての対策の資金要求は40億グリヴナで、2010年には700億グリヴナにまでふくれあがった。

一見して明らかなのは、チェルノブイリ報告書にも指摘されていることではあるが、法律に基づいて要求される支援策の金額と予算案に組み込まれる金額が、一度も一致したことがないということである。つまり、数多くの特典が存在するのは書類上のみで、実際の支援金の支給は2003年ごろからやっと国家予算案に記載された金額と同等のものが支払われるようになってきている。しかし、インフレーションおよび生活水準の改善によって要求される金額は上昇し、実際の支給額がなかなか追いついていない。チェルノブイリ支援策の10数%しか政府の予算案に組み込まれないのは、ウクライナの痛ましい現状である。

2. 二人の大臣の主張

この項での記述を、2014年5月末に行われた現社会政策大臣の記者会見での発言の抜粋から始めることにする。

社会政策大臣リュドミーラ・デニソワ（以下L.デニソワ）のコメント（2014年5月27日の記者会見にて）：

2014年の予算案において定められたすべての社会的な支給は予定どおりに行われている。法律のことももちろん承知しているので、法律によって定められたすべての支援金をチェルノブイリ事故の被災者が受け取れるようにしたい。それらは23年にわたって一回も十分に行われたことがなかった。したがって、我々は現時点でチェルノブイリ事故の被災者ともコミュニケーションを取り、ほかの国民と同様このような大変厳しい財政状況の国において彼らがおかれた難しい状況の中でなんとか支援しようとしています。年金基金およびそのほかの機関によって規定された、彼らのための支援金を十分に支払いできることを保障するように。そして、われわれはタイムリーな支払いを保障します。

以上の社会政策大臣のコメントに関して、簡単に説明を加えておく。まず興味深いのは、ソ連が崩壊しウクライナが独立してから23年間の間一回もチェルノブイリ事故の被災者への支援金の支払いが100%行われたことがない事実を現役大臣が認めていることである。すなわち、法律上定められたプログラムや支援策のスケールと、実際の支払い状況との間には、大きなギャップが存在し続けている。また、大臣が触れた厳しい財政状況とは、ウクライナが2014年に経験している政変によって国家破綻までが一時期危惧されたような状況を指している。

筆者が行った1994-1996年にチェルノブイリ担当大臣を務めたヴォロジミール・ホローシャ（以

下V.ホローシャ）へのインタビュー（2014年5月26日電話による実施）も、支援金の支払いおよび特典の利用に関する貴重な示唆に富んでいる。

彼もL.デニソワと同様、第I節で示した法律によって定められた社会保障システムは、ウクライナ国民を保護する意味において極めてパワフルなものであったと指摘すると同時に、それが現在にいたるまで一度も十分に実施されることがないと認める。その原因として、支払金が膨大な額にのぼることがあげられる。さまざまな特典および賠償金の数が合わせて50種類にも達する。

ソ連時代およびウクライナの独立後チェルノブイリ担当省が直面した主な問題は何かといった質問に対しても、V.ホローシャはやはり特典および賠償金の支払いを実施するのに財政的な状況が望ましくなかった点をあげている。また、そんな中でも優先的に実施されたのは、第Iカテゴリーの身体の不自由になった市民である。

V.ホローシャへのインタビューの中で一つ興味深い指摘があったので、ここで触れることにする。彼はチェルノブイリ被災者を対象にした社会保障システムの将来性に関して述べる時、日本の社会保障システムに言及したのである。ウクライナと日本の社会保障システムの一番大きな差異として彼があげたのは、支援金の支払いの回数である。V.ホローシャ曰く日本の社会保障システムのベースになっているのは、被災した市民への一時的な支援金の支払い・特典の付与であるのに対して、ウクライナでは法律によって月に一度の支援金および特典の支給が定められている。チェルノブイリ事故から28年が経過した現在もなお医療・社会保障の要素が法律に組み込まれている。さらに、ウクライナの社会保障システムの将来性に関しては、V.ホローシャは具体的な予測を避け国会、政府のメンバー、さらに大統領に就任する人物によってはさまざまな変化があるのではないかと述べることにとどまった。

3. 二人の被災者の主張

ここでは第Ⅱカテゴリーのチェルノブイリ被災者に対して行ったインタビューの概要を述べるとともに、被災した市民によって給付される手当や助成の内容が異なることに注目し、その原因を探る。

表4 インタビューを受けた二人の被災者の基本情報

氏名	生年	現職	被災者 カテゴリー	使用してい る特典数
M. グリツェンコ	1962	慈善基金長、 (チェルノブイリ)年金受給者	Ⅱ	8
V. ゴヴォルハ	1960	(チェルノブイリ)年金受給者	Ⅱ	5

二人の被災者の好意によってインタビューを行い、チェルノブイリ事故関連の支援金の支給状況および特典の使用に関して興味深い指摘を聞くことができた。無論、この二人の経験を安易に一般化すべきでないが、被災者の置かれた状況についていくらかの教訓を引き出すことは可能だろう。

これらの二つのインタビューの主な目的は、チェルノブイリ事故による国家の法律や予算で定められた支援策はどれほど被災者の身近なところまで行き届いているのかを把握し、またソ連時代とウクライナが独立した後の時代とを比較した際の差異を探ることであった。結論を先に述べると、二人の間には特典や支給金の認識について天地の差ほどの違いがあり、同時にソ連時代と比してウクライナの独立後の実際の支給状況に関しては、両者ともやや冷ややかな反応が見られた。それでは、二人のインタビューの概要を簡単に述べよう。

先に被災者手帳の写しを掲載したM.グリツェンコとのインタビュー(2014年5月27日実施)では、彼はありとあらゆる特典や国家による政策を熟知していてかなり有効的にそれらを活用している印象を受けた。そもそも彼がチェルノブイリ事故後の処理に携わるようになったのは、1984年に大学を卒業後軍に召集されたためである。一年後自動

車大隊の共産党組織の書記に任命されたが、1986年4月のチェルノブイリ原発事故の際に自動車大隊が数多く現場に派遣された。M.グリツェンコも自動車大隊の士官として現場にかけつけ、放射性廃棄物質の配送や被災者の運送にあたった。彼曰く、実際にその作業に携わったのはおおよそ2ヶ月間、6月中旬ごろから8月中旬ごろまで計8回チェルノブイリ原発周辺を訪れた。放射能管理はあまりにもずさんなやり方だったのだが、この8回で当時の放射可能限度(15レントゲン)をわずかに超えた(16レントゲン)と推定されたためこれ以上作業を続けられないと告げられた。結果として、彼はどれほど実際に放射能を浴びたのか、現在でも不明である。

M.グリツェンコが受給している手当や援助は、以下の通りである：

- (a)健康増進のために利用する軍事サナトリウムへの無料入所許可書。1987年より毎年使用している。滞在期間は、ソ連時代の24日間から徐々に減って現在18日間となっている。ウクライナの独立後入所許可書が無料ではなくなり、50%実費の支払いもいつの間にか予算不足のため21世紀に入ってから「第Ⅰカテゴリーの被災者のためしかない」と断られることが多くなった；
- (b)チェルノブイリ被災者専用の病院における毎年の健康診断；
- (c)自宅の共益費およびガス・電気・水道代等の支払い金額の50%の減免；
- (d)公共交通機関(タクシーを除く)の全額免除(被災者手帳の提示が必要)；
- (e)二人の子供も18歳までチェルノブイリ事故の被災者手帳を所持し、特典を受けていた；
- (f)ソ連時代には「食品セット」(別名「チェルノブイリ配給食料」)も支給されていた。ソ連経済の特質の一つでもあった食料不足の時代に、毎月調製食品店に特別なクーポンを持って行けばそれらのセットが配給されていた。その後食

料ではなくそれに相当する金額が支払われるようになったが、現在ウクライナでは123グリヴナ（約1300円）となっている。M.グリツェンコ曰く、ソ連時代には500～800グリヴナ相当のものが一般的であった；

- (g)薬局や病院で処方される薬剤費の免除。それが続いたのは事故後5～7年間で、事故関連の疾病でなくても被災者専用の病院を受診した場合は医療費が免除されていたという；
- (h)早期退職およびチェルノブイリ被災者の年金受給。M.グリツェンコは現在も精力的に仕事を続けているが、50歳からチェルノブイリ事故による被災者の年金を受給していて、その金額は月4320グリヴナである⁶⁾；
- (i) (ソ連)ウクライナ国内のあらゆる市町村までの往復の旅の交通費の支給（おそらくサナトリウムや保養地などに行くときに使用のため）。

M.グリツェンコはチェルノブイリ事故による被災者のための特典を知り尽くしていると言っても過言ではない。しかし、そのような彼にとっても、ソ連時代に比べれば独立国家になったウクライナにおける支給状況は予算不足のため不十分どころが多々あるとのことであった。

もう一人の第Ⅱカテゴリーの被災者であるヴォロジミール・ゴヴォルハ（以下V.ゴヴォルハ）とのインタビュー（2014年05月29日実施）は、M.グリツェンコと対照的なものとなった。彼がチェルノブイリ事故後の処理に派遣されたのは、すでにジャーナリストとして政府の機関紙「政府のクーリエル」において働いているときだった。事故後1週間も経たないうちにカメラマンとしてチェルノブイリ原発周辺に派遣され、1986年11月ごろまで一ヶ月に2～4日間をチェルノブイリ原発とそれから15キロほど離れたキャンプにおいて過ごしたのである。彼も放射能の測定に関しては適切に管理されていなかったと発言している。また、チェルノブイリへの出張の日当は通常の2～3倍高か

ったとも指摘する。

V.ゴヴォルハが受けている特典は以下のものである：

- (a)住居の共益費などの50%の減免および固定電話の設置料金・その後の使用料の50%の減免；
- (b)公共交通機関（タクシーを除く）の全額免除；
- (c)食料品のための補助金（160グリヴナ）；
- (d)保養施設への無料の入所許可書を使用したのは1回のみで、1987年にジャーナリスト協会から提供されたときだけである；
- (e)50歳に早期退職し、現在月4000グリヴナほどのチェルノブイリ被災者の年金を受給している。

V.ゴヴォルハの特典に関する総合評価は、「少ないけれど、何もないよりはまし」というものであった。

また、二人の被災者の語りに共通している点として強調しなければいけないのは、彼らはともに健康上の問題を抱えているものの（M.グリツェンコの場合は腎臓結石、またV.ゴヴォルハの場合は血圧の急激な変化）、それはおそらく事故と直接関係がないのではないかと主張していることである。被ばくとの因果関係はあることもないことも言えるとの意見を聞いて、被災者自身も仮に疾患を抱えていても、それを必ずしも事故の影響と明言できないものであるとあらためて感じた。

二人のインタビューから窺えるのは、チェルノブイリ事故による被災者の間でも利用できる制度に関する知識に大きな格差があることと、ソ連時代に比べればウクライナ独立後の支給状況が著しく悪化しているという点である。筆者がインタビューした二人の被災者の間にこれほど大きな認識の差がある原因として、M.グリツェンコがソ連時代に共産党関連の事務的な仕事にも携わっていたことがあげられよう。おそらく共産党と関係のある者なら、ソ連時代にはもちろんウクライナの独立後もさまざまな情報収集がさらにスムーズに行うことができたのではないかと思われる。

4. 被災者手帳給付をめぐる詐欺

近年のウクライナにおいて、手帳や支援に関する不正がしばしば指摘されるが、チェルノブイリ被災者の第Iカテゴリーもそのような詐欺師の目を引いたのは不思議なことではない。

M. グリツェンコもインタビュー中に語っていたが、「第Iカテゴリーになってみてはどうか?」と勧められたことがあったという。それだけの症状が出ていたものの、精神的に対処しきれないと感じそのときには断ったのだが、専門家委員会による「カテゴリー変更」が頻繁に行われていたことがマスメディアによっても指摘され、M. グリツェンコ自身の被災者手帳も2004年に再発行されたのである。

ところで、ウクライナのマスメディアの報道によれば「チェルノブイリ被災者のなりすまし詐欺」の事件では、全く事故後の処理と関係がなかった人でも5千ドル（約50万円）の支払いをすれば誰でも第Iカテゴリーの被災者にもなりうるということである。

Ⅲ 子どもに対する健康診断や放射能軽減措置など

1. E. ステパーノワ研究所の活動

チェルノブイリ事故後の子供たちの健康状態に関しては、ウクライナ放射線医学研究センターにおいて被災した子供たちの診察および治療に携わっているウクライナ人のエフゲーニヤ・ステパーノワ（以下E. ステパーノワ）のチェルノブイリ講演会の資料が大変示唆的である。E. ステパーノワは長年小児科で事故による被害を受けた子供たちの診察を続け、講演会では甲状腺の疾病だけでなくさまざまな内臓の疾病および遺伝子の疾病も事故後子供たちの間で増加しているとすどく指摘する。

子供たちの健康状態および彼らに対して行うべ

き対策などに関する彼女の指摘は主に以下のようなものである。まずは、チェルノブイリ事故が重大事故であることの認識が遅かったゆえに、医療当局への対応に大きな影響が出たことである。さらに、ヨウ素を用いた予防対策の実施は遅れたり、全く行われなかったりした。その結果、甲状腺ガンの頻度が急増した。特に子供が甲状腺ガンに罹患した。（ステパーノワ, 2012）

また、ステパーノワは「被ばく線量の大部分は事故が危機的状態にあったときに放出された。人々への健康、特に子供の健康保護は何よりも優先されるべきである」と指摘し、効果的であったと認められる措置として、「5月から9月までチェルノブイリ原子力発電所から30km圏外の汚染地域から「汚染されていない」地域へ移転させたことである。その結果、子供たちの被ばく線量を30%までふせぐことができた。その後毎年、子供たちは4週間以上保養施設で健康増進をおこなっている」と認めている。

子供たちの健康保護に関しては、次の指摘も大変重要であるように思われる。「子供の健康状態が変化した原因は放射能の影響である。放射能由来でない要素、すなわち生活条件と食料条件の悪化、感情や精神面での長期的緊張なども間接的ながら事故に起因するものとみなすことができる。したがって、放射能事故による悪影響をうけた子供の健康を維持し、回復するための施策は、医療当局だけでなく国家政策の優先事項にほかならない。」

2. 筆者自身の経験

本稿の筆者は1984年生で、チェルノブイリ原発で事故が起きたとき2歳で、原発からおおよそ130キロ離れた首都のキエフ市在住であった。幼いころの記憶を辿ってチェルノブイリ事故と関連のある事柄を思い出してみると、小学1年生から健康増進のために3年連続でイタリアおよびドイツ（2

回)に渡り、それぞれ3週間程度滞在していた。そのような渡航のための資金はイタリアおよびドイツのNPOやNGOによって出されていた。

事故が起きた直後の転居および定期的に行われていた健康診断に関しては、母親の証言を元に復元する。

事故が起きたことは一般市民に知られていなかったため、事故後5日間が経過して5月1日のメイデー・パレードがキエフの中心部の広場において行われた。5月9日に祝われる(第二次世界大戦での)勝利の日の後喉の具合が悪くなり、外来病院のかかりつけの医師によって甲状腺を守るためにヨウ素剤を3滴ずつ服用し、外出は可能な限り控えたほうが良いと指導された。

その後コネを利用して電車の切符を手に入れ、東ウクライナのハリコフ市に2週間、そして南ウクライナのオデッサ市に2か月間ほど避難していた。中学生の健康診断の際甲状腺拡大と診断されたが、その原因に関しては成長期によく見られるものであって、チェルノブイリ事故によるものではないと医師に断言された。その数年後放射能測定専門センターにおいてあらためて検査を受けたが、基準値内と診断された。体内のストロンチウム量も基準値内であった。しかし、一般の子供たちより風邪や耳鼻科関連の疾病にかかる頻度がやや多かったようである。チェルノブイリ事故による影響かどうかは分からないが、現在にいたるまで4回ほど手術を受けている。

筆者の経験(海外への渡航および受けた手術の回数)は、典型的なウクライナの子供のものとはいえないかもしれない。チェルノブイリ事故による影響が原因でこのような身体になっていることは断言できない一方、チェルノブイリ事故による影響がまったくなかったかと言えばそれも完全に否定できるようなものではない。この部分は第II節の第IIカテゴリーの被災者の主張と重なっている。

3. 被災した子供たちのカテゴリー分けに関するV. ホローシャの説明

V. ホローシャがインタビューのなかで、被災した子供たちが置かれた状況に個別にふれている。彼によると、子供たちは成人(18歳)になるまでには大人とは別のカテゴリーに分類されている。汚染地域から避難した子供たちは18歳になったら第IIカテゴリーの特典および支援を受けられるようになっている。また、18歳になった時点で疾病が完治した場合には、被災者のカテゴリーから外されることになっている。しかしながら、元チェルノブイリ担当大臣の説明では大きな方向として18歳になった時点で子供たちは基本的に大人と同じ扱いをされていることが分かった。また、全体的な流れとして彼は子供たちの保護がソ連時代にもウクライナの独立後にも国家の優先次項の位置を占めていたと強調する。

IV 考察、これからの日本への示唆

本稿の最後の節において、これから被災者の支援策を打ち出す日本に対する筆者なりの提言をまとめる。

ウクライナで制定されたと同様の放射能防護の「概念」の制定を検討する必要があるだろう。その際、国際機関の決定する安全基準や数値に考慮と同時に、被災した市民がこれから送る生活を想定した数字を設定することが望ましいと思われる。ウクライナと同様に生涯被ばく線量の上限を設定することが困難であっても、もっと短期的な目標設定で被災者にリスクを周知させ、さらに行政が市民のために政策作りを進めて行くことを示すべきであろう。

また、チェルノブイリ担当元大臣および現役大臣が口を揃えて指摘しているとおり、ウクライナの法律によって定められた支援策および実際の支援金支給状況、そして特典の受給状況との間にギ

ギャップがあることは大きな問題である。そのようなギャップが生まれた原因の一つは、ソ連時代に国家として支援策を定める際想定していた状況に比べてウクライナ独立後の財政状況が大きく悪化したことである。国家の形態が変わったことによって財政状況も変わり、善意にもとづいてソ連時代に設定された支給目標が実現できなくなったという背景がある。同じような過ちを避けるため、被災者の実際の要望を考慮した目標設定および支援プログラム作りが求められ、その時々の財政状況および予算編成に依存しない独特の財政源の確保が必要となってくるのである。

ウクライナ人の第Ⅱカテゴリーの被災者の発言から分かるのは、彼らが受けられる手当や助成に関する情報量について、大きな偏りがあることである。M.グリツェンコがほぼすべての特典を受け給付金もしっかりと受け取っているのに対し、V.ゴヴォルハのほうは自身にとって必要最低限の程度にとどめ「なしよりまだましでしょう」という雰囲気がインタビューを通して伝わってきた。受給できる特典に関する情報の差、被災者の長年に及ぶ生活を左右し、結果として被災者間の格差が作られることになる。したがって、被災者の間で一定した基準に基づいての情報周知を徹底させる制度作りが不可欠である。一つの案としてたとえば特典に関する資料の定期的な送付および勉強会・講演会の実施など、やや予算をかけても何かの形で制度を知ってもらうための対策が欠かせない。

むすびにかえて

ナスビットらが指摘するとおり、ウクライナでチェルノブイリ法が作られたとき基盤になったのは、科学的な根拠というよりいかに事故被災者を救済できるのかという考えである。また、ウクライナでチェルノブイリ関連法が出来上がったのは

事故後5年ほど経過してからことを考慮すると、日本もおそらくこれから被災者を支援・救護する法律作りがさらに進んでいくのではないと思われる。

その際、法整備上の失敗や間違いを経験したウクライナと同じ轍を踏むことがないように、チェルノブイリ事故を経験している一人として願ってやまない。ウクライナ人の多くも日本が直面した惨事に思いを寄せ、ウクライナの知恵を何かの形で日本において生かしてもらうことを心より願っている。そのためには、行政のレベルだけでなく、草の根レベルでの交流もかかせない存在になるだろう。一般市民の交流を促進させることでお互いの理解が深まり、事故後の対応および政府への呼びかけなどのやり方も共有できるはずである。そのような交流も一刻も早く促進されることを期待する。

原子力発電所において事故が起こる確率をめぐる議論および事故が起きた後の放射能の健康への影響をめぐる議論に関して、ここで一言付記しておきたい。チェルノブイリ原発が設計の過程の時点から構造的な欠陥を抱えていたことは、ソ連崩壊後の一部の調査で分かっている。にもかかわらず、事故が起こりうるとは誰も予測をしていなかったし、それを防止するための必要最低限の措置を誰も取るうともしなかった。福島第一原子力発電所での事故との共通点は多々確認できるはずである。日本でも津波による波の高さが「想定外」であったし、予備電源が稼働不可能になったときの状態は「起こりえない」として対処されていた。結果として、「起こりえない」と思われていた事故がウクライナでも日本でも起きたのである。

さらに、放射能の身体への影響に関して述べると、科学者コミュニティの間ではいまだに定説がなく、多様な主張が存続したまま議論が継続されている状況である。そんな中、ウクライナでは暫定的な値を定めることによって法が整備され、

被災者支援が優先されたが、日本はこれからどのような方向へ向かうのか筆者も注視しているところである。いずれにせよ、放射能の人体への影響をめぐる議論は、不確実な事柄をいかに確実なものとしてとらえ直すことができるのかという問題にかかわってくると思われる。議論にかかわるすべての参加者による、ある程度の妥協を必要とする問題でもあり、簡単に片付けられる問題ではない。

原発事故をめぐるもう一つ筆者として気にかかることは、事故後に発せられた各関係者の発言およびその位置づけなど、言説間の関連である。チェルノブイリ原発事故後のソ連の共産党幹部によるコメントと福島原発事故後の日本政府関係者による発言を見ると、25年間という年月を感じさせないほどの類似点が数多くあり、歴史が繰り返されるだけでなく人間も同じ過ちを繰り返すということを痛感し、暗澹たる気持ちになることがある。両国における事故後言説分析をこれからの研究課題として、本稿のむすびにしたい。

注

- 1) 筆者による訳出。
- 2) 「ウクライナソビエト社会主義共和国」の略である。
- 3) ロシア語の「後始末する」という動詞からできた名詞。「事故後の後始末に携わった人」という意味である。
- 4) 避難ゾーン：1986年に住民が避難した地域；
移住強制（義務）ゾーン：年間被曝量5ミリシーベルト以上；
移住権利ゾーン：年間被曝量1ミリシーベルト以上；
放射能管理強化ゾーン：年間被曝量0.5ミリシーベルト以上。
- 5) 上記で見てきたとおり、特典が特に多かった第Iカテゴリーを狙う手帳の不正交付などの詐欺が非常に多かった。
- 6) 参考のため、2014年4月のウクライナの平均給料は3097グリヴナであった。

参考文献

- ウクライナ政府（緊急事態省）報告書「チェルノブイリ事故から25年“Safety for the Future”」（2011年4月、英語版）:Baloga V. I., Kholosha V. I., Evdin O. M. ed., Ministry of Ukraine of Emergencies All-Ukrainian Scientific Research Institute for Civil Defense of population and territories from technogenic and natural emergencies, 2011. “Twenty-five Years after Chornobyl Accident: Safety for the Future”. National Report of Ukraine. Kyiv, KIM Publishing House.
- エフゲーニヤ・ステパーノワ, チェルノブイリとウクライナの子供たちの健康（25年の観察結果）
<http://src-hokudai-ac.jp/ieda/files/stepanovamaterial.pdf>（2014年6月13日）
- ナタリヤ・ソロシエンコ, 「国際的に見たチェルノブイリ問題」『Viche』, 2011年7号（ウクライナ語）
- 「チェルノブイリ原発事故被災者のステータスと社会的保護について」（ウクライナ語）
<http://zakon2.rada.gov.ua/laws/show/796-12?test=4/UMfPEGznhhyCr.ZiTPEz35HI4xgs80msh8Ie6>（2014年6月13日）
- 「チェルノブイリ事故による放射能汚染地域の法的扱いについて」（ウクライナ語）
<http://zakon3.rada.gov.ua/laws/show/791%D0%B0-12?test=4/UMfPEGznhhyCr.ZiTPEz35HI4xgs80msh8Ie6>（2014年6月13日）
- チェルノブイリ事故後の処理の時系列にそったイベントの一覧（ロシア語）<http://chornobyl.in.ua/hronologia-likvidacii-avarii.html>（2014年6月13日）
- オレグ・ナスビット, 今中哲二1998「ウクライナでの事故への法的取り組み」今中哲二編『チェルノブイリによる放射能災害 国際共同研究報告書』<http://www.rii.kyoto-u.ac.jp/NSRG/cher-lindex.html>（2014年6月13日）
- ポロディーミル・ティーヒー 1998「ウクライナにおけるチェルノブイリ事故被災者と彼らを取り巻く社会状況」今中哲二編『チェルノブイリによる放射能災害 国際共同研究報告書』<http://www.rii.kyoto-u.ac.jp/NSRG/cher-lindex.html>（2014年6月13日）
- ミハイル・マリコ, チェルノブイリ原発事故の放射線の・医学的影響 <http://src-hokudai-ac.jp/ieda/files/Malkoppt201204.pdf>（2014年6月13日）

（サンドロヴィッチ・ティムール 京都大学
大学院文学研究科博士後期課程）